

観光マーケティングデータ一元化に向けた調査・検討業務 仕様書

1 業務の目的

三重県では、来訪者の特性、傾向等の分析、考察を行い、観光振興に関する施策の立案や観光マーケティングに生かすため、来訪した観光客に対面で聞き取り調査をする「三重県観光客実態調査」を実施するとともに、県内の観光地点における入込客数を集計し、そのデータを公表している。また、県内の周遊や宿泊を促進し、ロイヤリティの高い旅行者をおもてなしする仕組みである「みえ旅おもてなしポイントプログラム（以下、「みえポ」という。）」において、Webアンケートも実施している。一方、市町や観光地域づくり法人（DMO）においても、独自に観光客を対象としたアンケート調査等を実施している。そのため、それぞれ調査項目が異なっており、集計されたデータ同士を比較・分析するのが難しい状況となっている。

そこで、県・市町・DMO・観光協会等（以下、「県・市町等」という。）が実施している類似の観光関連の調査について、事業実施の方法や内容等を調査し、その課題を整理するとともに、県・市町等が観光マーケティングデータを一元化・共有し、効果的な活用ができるようになるための仕組みや調査手法等を検討・提案してもらうことを目的として、当該業務を実施する。

2 契約期間

契約日から令和6年3月19日（火）まで

3 業務内容

（1）観光マーケティングデータ調査状況に関する現状調査

① 書面調査

県・市町等が実施している観光関連の統計調査やアンケート調査等の実施状況（調査目的、実施手法、調査項目、調査結果の公表方法・活用方法など）と、観光マーケティングデータに関する課題やニーズ等を書面で調査し、整理すること。

② ヒアリング調査

上記①における書面調査の結果、観光マーケティングデータ調査を実施している市町やDMO等に対してヒアリングを実施（15団体程度を想定）し、三重県の実施する三重県観光客実態調査やみえポのアンケート調査等をはじめとした各種統計調査とのデータ連携方法やデータ一元化に対する意向を確認すること。

なお調査に当たっては、観光庁「観光入込客統計に関する共通基準（2023年度改定）」の内容を踏まえること。

(2) 観光マーケティングデータの一元化に向けた検討・調整・提案

県・市町等が観光マーケティングデータを一元化・共有し、効果的な活用ができるようになるための枠組み・調査手法・調査項目・調査費用等を幅広く検討し、県・市町等と調整のうえ、実現可能な方法を提案すること。

提案にあたっては、県・市町等における次年度予算にて事業化できるよう、令和5年9月末までに新たな調査手法等の試案（観光マーケティングデータを一元化・共有し、効果的な活用ができるようになるための枠組み・調査手法・調査項目・調査費用等をまとめた提案資料）を提示するとともに、県・市町等における新たな調査手法にかかる予算化の状況を調査して取りまとめ、その内容を踏まえた提案書を提出すること。

(3) 観光レクリエーション入込客数のBIツールデータ作成及びダッシュボード構築

過去5年（平成30年から令和4年まで）の観光レクリエーション入込客数調査の元データをベースに、BIツール「Tableau（タブロー）」に対応したファイルを作成し、ダッシュボードを構築すること。

なお、作業にあたり必要となる過去の調査データについては、県から提供する。

4 納入成果物

本業務の納入成果物及び提出期限は下表のとおりとする。

	成果品	提出期限	内容等
観光マーケティングデータの一元化に向けた提案書	試案	令和5年 9月29日（金）	・電子媒体（Word等） ・紙媒体1部（A4）
	最終提案書	令和6年 3月19日（火）	・電子媒体（Word等） ・紙媒体1部（A4）
BIツールデータ作成及びダッシュボード構築	BIツールデータ	令和5年 10月27日（金）	・電子媒体（twbx） ・ダッシュボード画面（PDF等）
完了報告書	完了報告書	令和6年 3月19日（火）	・電子媒体（Word等） ・紙媒体1部（A4）

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場

合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がいを理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ

適切に対応するものとする。